

令和 5 年度 いじめ防止基本方針

姫路市立飾磨中部中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

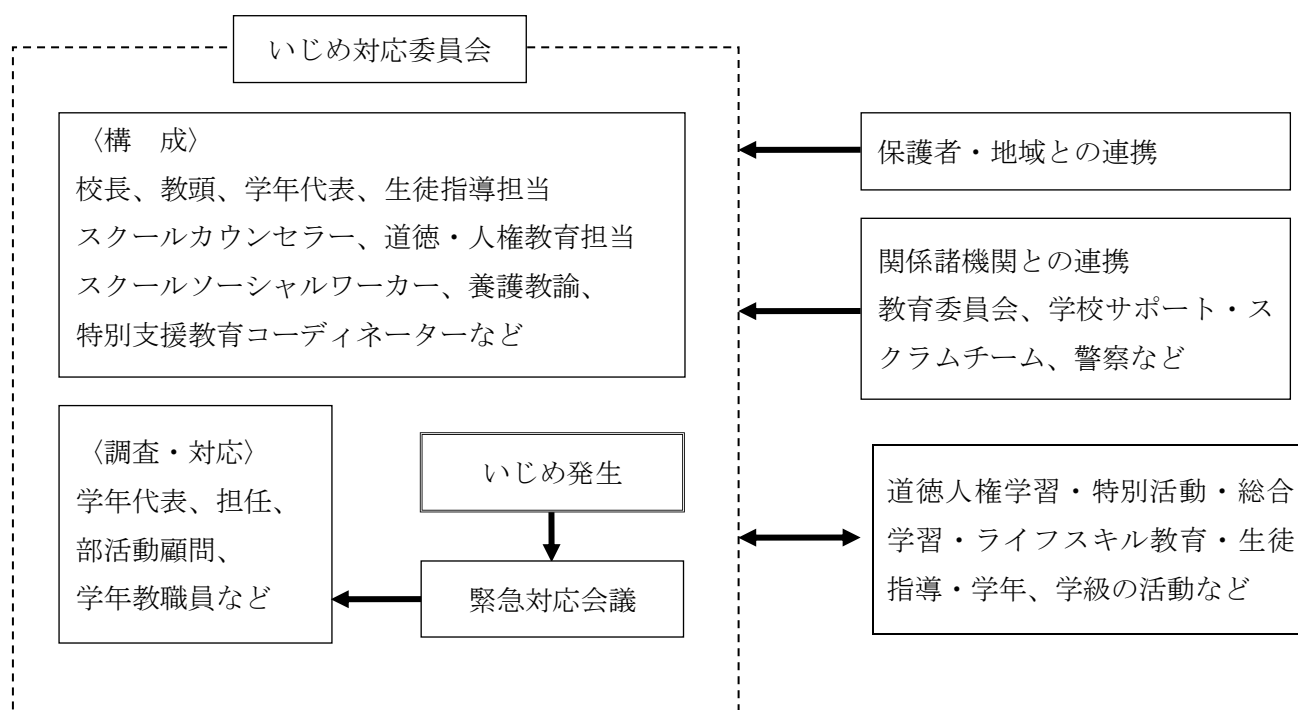
本校では、いじめ防止対策推進法および姫路市いじめ防止基本方針を踏まえ、生徒ひとりひとりの生命と人権が尊重される学校づくりの推進を目的に、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、姫路市立飾磨中部中学校いじめ防止基本方針を策定する。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。（いじめ防止対策推進法）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、けんかやふざけあいであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（姫路市いじめ防止基本方針）

2. 組織体制



3. 未然防止の取組

(1) 豊かな心の育成

- ・希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。
- ・自他の大切さを認め合い、尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

- ・認められている、満たされているとの思いを抱くことができるよう、教育活動を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることを提供できる機会を提供する。
- ・自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などをもち、自己肯定感を高め、自尊感情を形成するよう努める。

学級における仲間づくり活動、いじめ防止のための学習活動 ライフスキル教育
道徳・人権学習、特別活動、総合的な学習 体育大会、文化発表会などの行事
生徒会活動（委員会活動、あいさつ運動、キャンペーン活動）、学年縦割り活動

(3) 学力の育成

- ・主体的、対話的で深い学びにより、生徒ひとりひとりが成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。
- ・「わかる授業」の展開を推進するため、教師が授業改善に取り組むとともに、ICT 機器やデジタルコンテンツなどを活用し、個の能力、特性に応じた学び、生徒同士の協働的な学びの充実に努める。
- ・体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、基礎的、基本的な知識、技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中一貫教育の推進、異校種間連携の推進

- ・小中学校の教職員の協働により、一貫性、連続性のある指導を通じて、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。
- ・保育園、幼稚園、小学校、高校の連携により、配慮を要する生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する指導体制、指導内容の共有を図る。

(5) 研修の充実

- ・「いじめ対応マニュアル」を活用した研修や事例研究などにより、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる研修を実施し、理解を深める。
- いじめについての共通理解研修（4月） カウンセリングマインド研修（年2回）
いじめに関する校内研修（年3回） 情報モラル研修（年3回）
生徒、保護者、教員向けネット・スマートフォン研修（年1回）
いじめ防止基本方針の検証（3月）

4. 早期発見

(1) 生徒の実態把握

- ・アンケート調査、教育相談、生活ノート点検、家庭訪問などにより、日常的に生徒の様子を把握する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭などと連携し、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。

日々の生活ノート 教育相談（6月、10月、2月に加え、随時）

いじめアンケートと生活アンケート（6月、10月、2月 最低学期に1回）

アンケートは記名・無記名または選択・併用などの他、生活実態調査に含めるなど、生徒が記入しやすい形態で実施する。

保護者アンケート 民生委員児童委員会、校区少年補導委員会との連携

(2) 相談しやすい環境づくり

- ・スクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを充実させるとともに、メンタルルーム、ふれあい教室、保健室などを活用し、生徒が相談しやすい環境を整備する。
- ・教職員はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭などとの情報連携を進める。

(3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、養護教諭との連携

- ・生徒や保護者にカウンセリングを実施し、生徒の不安の軽減や保護者の生徒理解の深化を図る。
- ・学校だけでは解決が困難な事案は、スクールソーシャルワーカーなどを活用し支援する。
- ・養護教諭は日常的に、担任、スクールカウンセラー、生徒指導委員会などと連携する。

5. 早期対応

いじめの兆候を発見した場合、迅速にいじめ対応委員会に報告し、いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に指導し、問題の解決に向けて学年および学校全体で組織的に対応する。

(1) 事実把握

- ・当事者双方および周りの生徒から個々に聴き取り、記録を取る。
- ・教職員が情報共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか判断する。

(2) 指導体制および方針決定

- ・指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図る。
- ・教育委員会や関係機関との連携を図る。
こども支援課、こども家庭センター、民生委員児童委員、警察など

(3) 生徒への指導・支援

- ・いじめを受けた生徒、情報を提供した生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

- ・いじめを行った生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せるよう指導し、「いじめは許されない行為である」と指導し、人間的成長につながるよう働きかける。
- ・いじめを行った生徒と、いじめを受けた生徒との関係修復の場をもつ。
- ・囃し立てるなど同調した生徒には、いじめに加担する行為であると理解させる。
- ・見ていた生徒には、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめを受けた生徒の保護者には、事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、今後の対応を協議する。
- ・いじめを行った生徒の保護者には、事実や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組を共有する。

(5) 事後の対応

- ・担任やスクールカウンセラーへの相談などにより、いじめを受けた生徒の心のケアを図る。
- ・いじめを受けた生徒は不安感がなくなるまで、継続して見守る。
- ・誰もが大切にされる学級、学年、学校経営をする。
- ・関係生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- ・いじめを行った生徒の状況に応じ、関係機関と適切な連携を進める。

(6) いじめの解消

少なくとも次の要件が満たされているか確認する。

- ・心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続する。
- ・いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人および保護者から確認される。

6. インターネットによるいじめへの対応

- ・教職員は情報モラルに関する指導力の向上を図る。
- ・保護者と連携し、生徒が携帯電話を使用したときの変化などから、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・インターネットによるいじめを発見した場合、資料・証拠の確保、生徒からの聴き取り、書き込みや画像の削除などの対応を図るとともに、事案によっては専門機関と連携して対応する。

7. 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

- ・保護者会や地域の会合などにおいて、いじめの実態や指導方針を情報交換、協議できる場をもち、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。

オープンスクール、ホームページ、学校便り・学年便り・学級便りなどによる、いじめ防止基本方針の周知
 いじめ未然防止・早期発見の取組、対処方法の紹介
 情報モラルやネットトラブルの啓発資料を配布
 姫路っ子悩み相談などの窓口の紹介

ネットトラブル対策講座 ネットトラブルの現状、家庭でのルールづくりの紹介
次世代フォーラム、非行防止大会、青少年健全育成市民大会との連携
学校サポート・スクラムチーム、学校支援チームおよび学警連絡会との連携
民生委員児童委員会、校区少年補導委員会との連携

(2) 家庭や地域からの協力

- ・生徒の悩みや相談を受け止め、大人が相談できるよう、PTAや地域団体とのネットワークをつくる。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 教育委員会または学校による調査

- ・校長が重大事態を判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告する。
- ・校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり「いじめ対応委員会」に専門的知識および経験を有する者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。必要に応じて地域との連携を図る。
- ・事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9. その他の事項

誰からも信頼される中学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、保護者会、家庭訪問など、ありとあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止などに実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。